

申立会社が所有する旧緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を7割とした上で、その財物損害、追加的費用（伐採費用）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金721万2379円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年8月18日

（仲介委員 町田正裕）

(別紙)

第1 損害項目

1	財物賠償 (別紙目録記載の立木)	金451万4379円
2	追加的費用 (別紙目録記載の立木の伐採費用)	金259万0000円
3	検査費用	金10万8000円

合 計

金721万2379円

第2 期 間

- 1 第1第2項につき
平成27年5月30日
- 2 第1第3項につき
平成27年8月6日

以上

(別紙目録)

所在地：福島県田村市（以下省略）

1	ケヤキ（株立）	1 2 8 0本
2	ケヤキ（単木）	6 6本
3	ヤマザクラ（株立）	1 3 9本
4	ヤマザクラ（単木）	7本
5	エゴノキ（単木）	5本
	合計	1 4 9 7本

以上